

京都市創業支援工場条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市
条例第104号）（産業観光局新産業振興室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が
引き上げられることに伴い、京都市創業支援工場の使用料の適正化を図る必
要があるため、京都市創業支援工場条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市創業支援工場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第104号

京都市創業支援工場条例の一部を改正する条例

京都市創業支援工場条例の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄中「144,000」を「148,110」に、「216,000」を「22,170」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市創業支援工場条例の規定は、平成26年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(産業観光局新産業振興室)